

就職受験・進学受験の推薦について

求人票は企業から学校にいただいたものです。そのため、就職を希望する場合は、学校長からの推薦が必要です。また、進学においても1月から実施される学力試験による一般入試ではなく、指定校や公募推薦制度での受験には学校長の推薦が必要です。

◎ どのような生徒を推薦するのか？

(1) 進学希望者・就職希望者共通に課される項目

- ① 受験校・企業の示す条件を満たしている。
- ② 学習意欲が旺盛で学習態度が良好である。
- ③ 明確な進路意識を持って課外活動・学校行事・特課等に積極的に参加している。
- ④ 定期考査だけでなく、課題テストやプチテスト等にも頑張っている。
- ⑤ 日常生活態度が良好で、3年次の欠席日数が3日以内。遅刻回数が少ない。
- ⑥ 3年次において、生徒指導上の特別指導を受けていない。
- ⑦ 夏季休業中に行われるマナー講座・マナー検定・面接指導を受講している。

(2) 進学希望者について課される項目

- ① 3年間の評定平均値が3.0以上で受験校の示した条件を満たしている。
- ② 3年1学期の成績に欠点科目がない。
- ③ 3年間で欠席日数の合計が30日を超えていない。
※ 指定校推薦については、受験校が示す条件を満たすと同時に①の条件を満たし、3年1学期末の評定平均値が3.5以上で、3年間の欠席日数合計が10日間を超えていない者とする。

(3) その他

- ① 調査書については、1年次からの学業成績、出欠日数などが記載される。
3年次については、1学期までの状況が記載される。
※ 2学期までに進路が決まらない生徒は、2学期分まで記載される場合もある。
- ② 就職出願にあたっては、企業2社以上の併願は認められない。
但し、11月以降については2社まで併願が認められる場合がある。
- ③ 学校推薦により、合格・内定した場合は入学や入社の辞退は認められない。
- ④ 推薦決定後もしくは合格(内定)後において、以下の項目に該当する者は推薦委員会の審議を経て推薦を取り消すことがある。
(ア) 評定「1」を有する。(欠点科目がある。)
(イ) 生徒指導上の問題を起こし、特別指導措置を受けた。
(ウ) 授業態度・生活態度に被推薦者として対応しない点が認められた。

○ 公務員受験について

- ① 学校推薦での民間企業・大学や短大等の併願は認められないが、公務員の複数受験(自衛官と消防・警察官など)や一般入試での大学・短大等の併願は制限しない。
- ② 出願受付が6月中・下旬(国家Ⅲ種等)から始まるものもあり、受付期間も短い(7から10日間程度)ため十分に調べておかないと受験できなくなる。種類も多く受験機会も多いが、合格発表が来年になるものもあるため、注意が必要である。
※ 学校への受験案内がないものも多く、官報・市報・公務員雑誌・インターネット等で調べておく必要がある。
※ 応募用紙の取り寄せや出願等は各自で行うこと。